



陳情第6-8号

2024年11月13日

笠間市議会議員 大関 久義 様

住所
氏名
電話
メール

医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」

陳情の趣旨

環境負荷は有害な環境因子〔化学物質（合成洗剤、柔軟剤、香り製品、消毒剤等）と電磁波（携帯、スマホ、タブレット、電子レンジ、パソコン、冷蔵庫、洗濯機、携帯基地局、太陽光発電システム等）〕の問題で、有害な環境因子に曝露されると様々な症状（頭痛、めまい、目や喉の痛み、刺激感、体の痛み、疲れやすい、吐き気、咳、息苦しさ、筋肉痛、不安感、焦燥感、集中力低下、記憶力低下等）が出る環境過敏症〔化学物質過敏症（CS）、電磁波過敏症（ES）等〕の人が大勢います。環境過敏症だと分からずに不定愁訴のような症状が出ている人も多くいます。

有害なものを自分は使わなくても他人が使う事で健康被害を含め理不尽な被害を受ける社会問題です。

環境負荷と環境過敏症に対して、医師をはじめ医療従事者の認識不足が原因で医療が受けられない人権侵害の問題の解決を求め、陳情します。

化学物質過敏症（CS）の人は障害者として認定されていることからすれば、障害者差別解消法による合理的配慮の提供は、行政はもちろん全事業者の義務です。

しかし、県内の多くの病院から「（環境過敏症に）対応できない」と言われ、診療拒否、来院拒否をされています。県内には、CSを診断できる病院がありません。全国的に、診療も来院も拒否、対応不可、不適切な薬の処方で健康被害、処方薬が原因でCS発症、歯科治療が原因で健康被害、MRI検査が原因でES発症、医師から処方されたものが臭くて使えない、病院の環境が有害で入れない、行くと健康被害を受ける等、医師をはじめ医療従事者の認識不足が原因で、患者も家族も人権侵害を受けており、医療難民、社会問題になっています。医療従事者の認識不足は社会の不利益です。

以上の理由により、国、県に対し、環境負荷と環境過敏症に対する医療環境整備を求める意見書を提出いただきますよう陳情いたします。

陳情事項

1. 国と県に対して、現職の医師をはじめ医療従事者全員に、環境負荷と環境過敏症に関する研修を行うよう意見書を提出して下さい。
2. 国と県に対して、全ての医療系の学校で環境負荷と環境過敏症に関する実践教育を行うよう意見書を提出して下さい。
3. 国に対して、全ての医療系の国家試験で環境負荷と環境過敏症を必ず出題するよう意見書を提出して下さい。

■国に対して、医療が受けられない問題の解決を求める意見書（案）
「環境負荷と環境過敏症」

市議会から国会及び政府に対し、社会的な解決が必要となる環境過敏症の人達が医療を受けられない問題に対して、人権侵害に苦しむ人に対する支援を行うよう、下記の事項について取り組むことを要望します。

1. 現職の医師をはじめ医療従事者全員に、環境負荷と環境過敏症に関する研修を行う事。
2. 全ての医療系の学校で環境負荷と環境過敏症に関する実践教育を行う事。
3. 全ての医療系の国家試験で環境負荷と環境過敏症に関して必ず出題する事。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年〇月〇日

衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣

厚生労働大臣／経済産業大臣／内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 宛
笠間市議会議長

■県に対して、医療が受けられない問題の解決を求める意見書（案）
「環境負荷と環境過敏症」

市議会から県に対し、社会的な解決が必要となる環境過敏症の人達が医療を受けられない問題に対して、人権侵害に苦しむ人に対する支援を行うよう、下記の事項について取り組むことを要望します。

1. 現職の医師をはじめ医療従事者全員に、環境負荷と環境過敏症に関する研修を行う事。
2. 全ての医療系の学校で環境負荷と環境過敏症に関する実践教育を行う事。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年〇月〇日

茨城県議会議長／茨城県知事 宛
笠間市議会議長

別紙資料（医療）

県内の多くの病院から「（環境過敏症に）対応できない」と言われ、診療拒否、来院拒否をされています。

駐車場で診療してもらっていた医院でも「知識不足で申し訳ない。化学物質過敏症（CS）に関して勉強してみたが、どれを処方してよいか分からない、もっと知識のある先生の所に行ってもらった方がよいのではないか」と頭を下げられたこともあります。

「（環境過敏症に）対応しなくても罰則も無いから」と言って来院拒否をされ、今年度になっても来院拒否を繰り返す悪質な対応の病院もあります。改正障害者差別解消法で、国の担当大臣が不対応を繰り返す事業者には報告書を求めてそれでも不対応なら罰則がありますが、対処に相当時間がかかるようです。

病院の環境が有害で入れない、行くと健康被害を受ける病院の環境の問題もあります。医療従事者に正しい認識が無いと「対応できない、他の病院に行ってください」と言われ、患者も家族も人権侵害を受けます。

消毒剤は有害で、消毒剤の使用は専門家と必須の部分に限定し、あちこちに置いてある消毒剤は撤去すべきです。消毒剤を使われると、環境汚染で、使っていない他人も健康被害を受けます。息苦しさや体のあちこちが痛くなる等、症状は人にもよりますが、他人が使う事による被害で、健康被害を受ける人が大勢います。消毒剤を使うと手荒れで免疫力が低下し、多用すると慢性閉塞性肺疾患の発症要因になります。医療従事者にも労働環境が原因で、CSを発症する人が多くいます。病院の環境の問題は、環境過敏症の人だけでなく、病院で働く医療従事者の健康問題でもあり、労災認定を受けた事例もあります。

安全な除菌方法は手洗い（きれいな水と無添加の石けん）です。拭き取り式の石けんで、除菌が出来る製品もあります。

有害な方法は止めて安全な方法を推奨して下さい。

医療従事者の認識不足は社会の不利益です。この問題の根本原因は、国が医療関係者に環境負荷と環境過敏症について教育しない怠慢です。

この問題の解決策は、環境負荷と環境過敏症について、文部科学省が全ての医療系の学校で実践教育をする事、厚生労働省が全ての医療系の国家試験で出題する事、現職の医師をはじめ全ての医療従事者に研修を行う事です。少なくとも全ての都道府県で、CSを診断できる病院を複数、設置する事が必要です。茨城県なら少なくとも水戸とつくば辺りに設置するのはいかがですか。国と県が事態の打開に対処すべきです。

参考文献

- ・いのち環境ネットワーク HP「環境疾患患者・障害者救済について」PDF、「厚労省意見交換 2024」PDF
- ・水城まさみ、小倉英郎、乳井美和子著 宮田幹夫監修「化学物質過敏症対策」緑風出版
- ・化学物質過敏症支援センター会報 第137, 139号
- ・大久保貞利著「電磁波過敏症」緑風出版
- ・加藤やすこ著「電磁波過敏症を治すには」緑風出版